

# 第4次上田市男女共同参画計画(案)

令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度)

～ともに認め合い、輝いて生きるために～

令和4年3月



# 第4次上田市男女共同参画計画策定にあたって

市長あいさつ

# 目 次

<b>第1章 計画策定にあたって</b>	1
<b>第1節 計画策定の趣旨</b>	1
<b>第2節 計画の位置づけ</b>	2
1. 各計画との関連性	2
2. SDGs(持続可能な開発目標)と男女共同参画	3
<b>第3節 計画期間</b>	3
<b>第4節 推進体制と進行管理</b>	3
1. 推進体制	3
2. 計画の進捗管理・PDCAの推進	4
 <b>第2章 計画策定の背景</b>	5
<b>第1節 男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化と国・県の動向</b>	5
1. 男女共同参画を取り巻く世界の動向	5
2. 男女共同参画を取り巻く国や県の動向	6
3. 男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化	9
<b>第2節 上田市の現状と課題</b>	11
 <b>第3章 計画の目標と体系</b>	16
<b>第1節 本市の男女共同参画の基本理念とキャッチフレーズ</b>	16
<b>第2節 基本目標と重点施策</b>	18
1. 基本目標	18
2. 成果指標	20
3. 施策体系	21
 <b>第4章 施策の展開</b>	22
<b>基本目標I</b>	23
施策1 あああ	23
 <b>資料編</b>	24
<b>第1節 用語解説</b>	24
<b>第2節 策定体制と策定経過</b>	25
1. 策定体制	25
2. 策定経過	26
<b>第3節 上田市男女共同参画推進委員会委員名簿</b>	27
<b>第4節 上田市男女共同参画推進条例</b>	28

# 第Ⅰ章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

わが国では、平成11年（1999年）に男女共同参画社会基本法が制定され、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」の形成を目的とし、5つの基本理念に沿って、その実現を目指してきました。

### 男女共同参画社会の基本理念



出典：内閣府男女共同参画局ホームページを参考に作成

地方自治体においても、男女共同参画社会基本法の制定により、男女共同参画社会形成のための市町村計画策定が努力義務とされました。本市においては、平成3年（1991年）に策定した「第一次上田市女性行動計画」（旧上田市）をはじめ、平成19年（2007年）1月に施行した「上田市男女共同参画推進条例」に沿って、平成24年（2012年）に「第2次上田市男女共同参画計画」を、平成29年（2017年）には、「第3次上田市男女共同参画計画」を策定し、主管課が各地域自治センターと連携しながら、府内においては男女共同参画施策推進府内会議を設置し、男女共同参画施策を進めてきました。また、平成18年（2006年）10月には、市民団体等の活動拠点となる「男女共同参画センター」を市民プラザ・ゆうに設置しました。

そういった中、新型コロナウイルス感染症が拡大し、男女共同参画の遅れが露呈し、これまで見過ごされてきたことや潜在的にあったものの表面化してこなかった女性の貧困、ひとり親世帯の困窮などの諸問題が可視化され、改めて男女共同参画の問題を考えることとなりました。

こうした問題への関心やジェンダー不平等に対する課題意識の高まりは、一人ひとりがさまざまな視点を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現する機会と言えます。

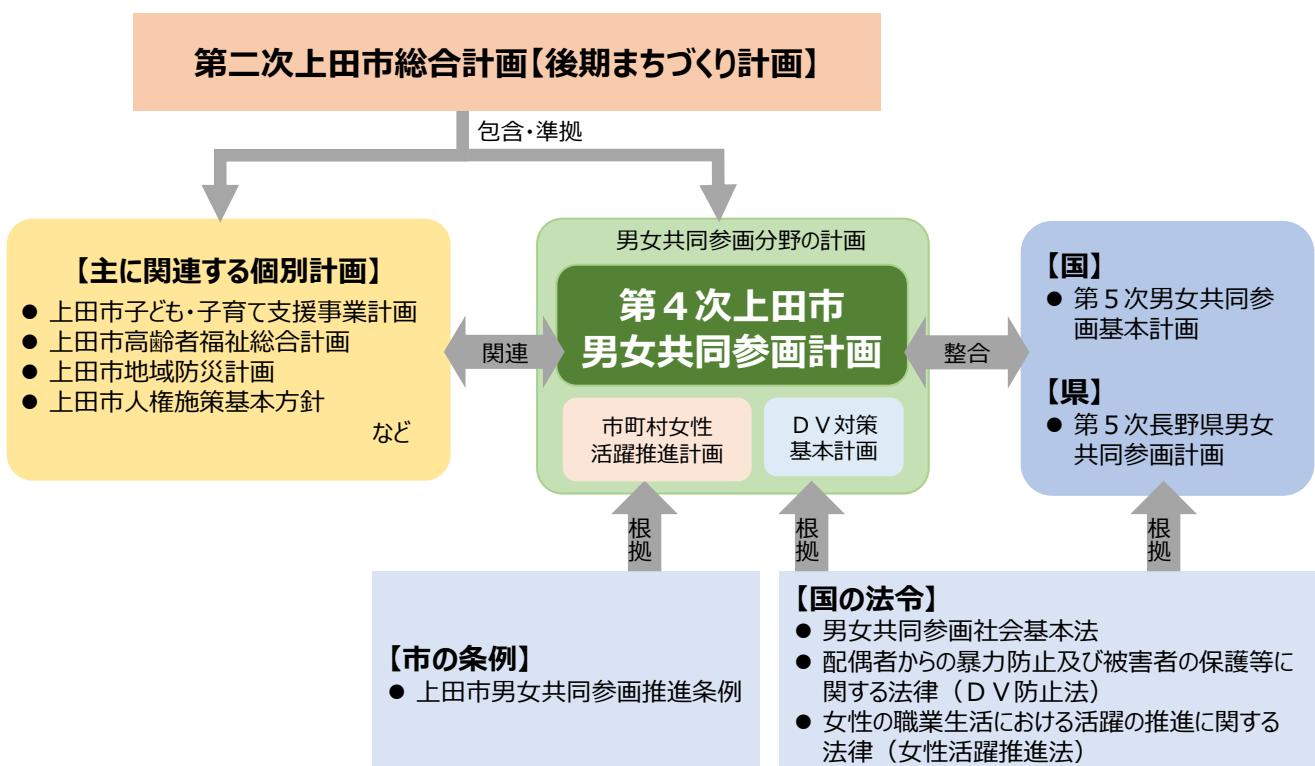
このような社会環境の変化を踏まえながら、地域全体で男女共同参画の意識を高め、男女共同参画社会を実現するため、新たに「●●●●●●●プラン（第4次上田市男女共同参画計画）」を策定します。

## 第2節 計画の位置づけ

### 1. 各計画との関連性

本計画は、「上田市男女共同参画推進条例」第10条に定める、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。策定にあたっては、国・長野県の計画との整合を図るとともに、上田市の上位計画である「第二次上田市総合計画 後期まちづくり計画」に準拠しながら、「上田市人権施策基本方針」、子育てや福祉など関連する他部門の個別計画との整合性を図ります。

なお、本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める市町村推進計画（女性活躍推進計画）及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護等に関する法律」に定める市町村基本計画（DV対策基本計画）を包含しています。



## 2. SDGs(持続可能な開発目標)と男女共同参画

SDGs(エス・ディー・ジーズ)は、平成27年(2015年)7月の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから成る国際目標であり、誰一人取り残さないことを誓っています。

SDGsは経済・社会・環境の各分野の課題について統合的な解決を目指すものです。この目標のうち、特に5番目の「ジェンダー平等を実現しよう」は、本計画の取り組みと関連しており、本計画の推進を通してSDGsの達成に貢献します。



## 第3節 計画期間

計画期間は令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)の5年間とします。

## 第4節 推進体制と進行管理

本計画の推進にあたっては、市民、関係団体、事業者等との協働体制を構築し、目標の達成に努めます。

### 1. 推進体制

#### (1)市民・事業者との協働

- ・ 計画を推進し目標を達成していくために、各種事業を通じて意識啓発を行いながら、市民との協働による事業の実施に努めます。
- ・ 男女共同参画に関する学習や研究を行っている個人や団体との連携強化と、市民の自主的な活動に対して情報提供等の支援を行います。
- ・ 男女共同参画社会の実現に不可欠な事業者との連携を図ります。

#### (2)府内推進体制の充実

- ・ 男女共同参画に関する府内推進会議をいっそう充実させるとともに、市職員が男女共同参画に敏感な視点を持つよう情報提供や研修の充実を図ります。

### (3)アドバイザーによる研修会の開催(知識の向上)

- ・ 国内の男女共同参画推進に精通した講師や学識経験者から、継続的にアドバイスをいただきながら、進めています。

### (4)男女共同参画センターの充実

- ・ 男女共同参画に関する意識啓発や知識習得に加え、男女共同参画の視点から地域の課題を解決する実践的活動の拠点として、男女共同参画センターの充実を図ります。

### (5)上田市男女共同参画推進委員会における進捗管理

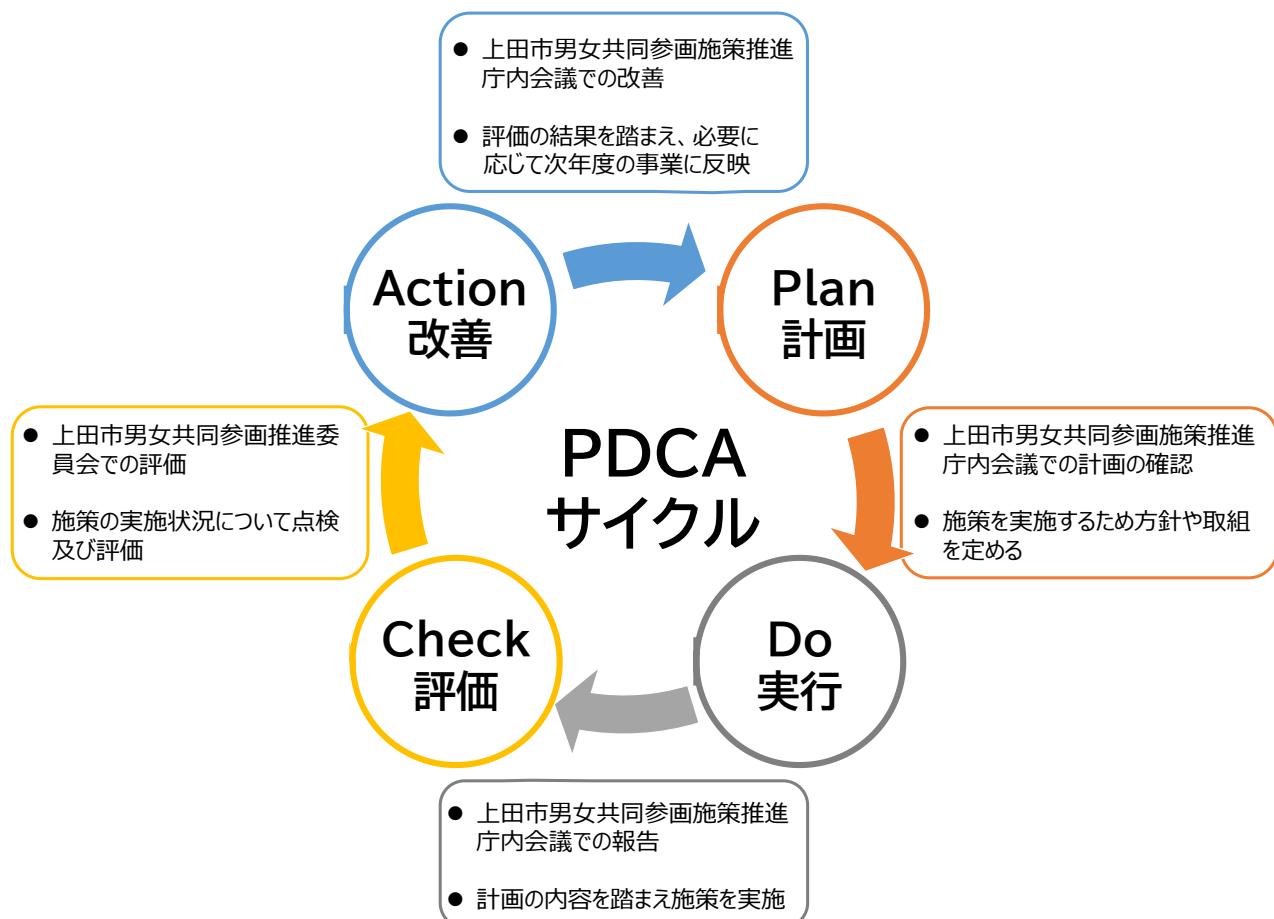
- ・ 市民及び学識経験を有するもので構成している「上田市男女共同参画推進委員会」において計画の進捗評価を行い、必要に応じて提言をしていきます。

### (6)国、県及び関係機関との連携

- ・ 国、県、関係機関及び他の自治体と情報交換や事業協力等の連携を図りながら推進します。

## 2. 計画の進捗管理・PDCAの推進

計画の効果的な進捗を図るため、年度ごとに「Plan(計画)」「Do(実施)」「Check(評価)」「Action(改善)」のPDCAサイクルによる施策・事業の改善を図り、市民に公表します。また「上田市男女共同参画推進委員会」で計画に記載されている施策の進捗状況と効果等を検証・評価するとともに、社会情勢の変化などに応じて実施方法などを見直し、計画の実現をめざします。



### 第1節

### 男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化と国・県の動向

#### 1. 男女共同参画を取り巻く世界の動向

男女共同参画社会は、平成7年（1995年）の「北京宣言及び行動綱領」や、平成27年（2015年）の「第59回国連女性の地位委員会（北京+20）」など、様々な取組によって形成されてきました。また、国連本部において開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択されたアジェンダの目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められました。SDGsの17の目標のうちの1つとして「ジェンダー平等を実現しよう」という目標が掲げられ、より一層、国際的にジェンダー平等への関心が強まりました。

平成17年（2005年）から、世界経済フォーラム（World Economic Forum）によって毎年発表している、経済、政治、教育、健康の4分野のデータから各国の男女格差を測るジェンダーギャップ指数によると、令和3年（2021年）の日本の総合スコアは対象国156か国中、120位と男女共同参画の水準はいまだ低いのが現状です。

ジェンダーギャップ指数（2021） 上位国及び主な国の順位				
順位	国名	値	前年値	前年からの順位変動
1	アイスランド	0.892	0.877	—
2	フィンランド	0.861	0.832	1
3	ノルウェー	0.849	0.842	-1
4	ニュージーランド	0.840	0.799	2
5	スウェーデン	0.823	0.820	-1
11	ドイツ	0.796	0.787	-1
16	フランス	0.784	0.781	-1
23	英国	0.775	0.767	-2
24	カナダ	0.772	0.772	-5
30	米国	0.763	0.724	23
63	イタリア	0.721	0.707	13
79	ターキイ	0.710	0.708	-4
81	ロシア	0.708	0.706	—
87	ベトナム	0.701	0.700	—
101	インドネシア	0.688	0.700	-16
102	韓国	0.687	0.672	6
107	中国	0.682	0.676	-1
119	アングラ	0.657	0.660	-1
120	日本	0.656	0.652	1
121	シエラレオネ	0.655	0.668	-10

出典：内閣府男女共同参画局

## 2. 男女共同参画を取り巻く国や県の動向

### (1) 国の動向

#### ① 国の近年の取組

年	月	内容
平成30年 (2018年)	5月	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定  「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」では、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則としています。また、国・地方公共団体の責務を定め、政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定めるなど自主的に取り組むよう努めることとされました。
	6月	「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の成立  労働者の個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できる社会を実現するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等が働き方改革を推進する内容が盛り込まれました。
令和元年 (2019年)	6月	「女性活躍推進法」の改正  「女性活躍推進法」の改正により、一般事業主行動計画策定義務の対象拡大、女性の活躍に関する情報公表項目の強化等について、翌年の令和2年（2020年）4月から順次施行されることとなりました。
		「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」の改正  「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」が改正され、事業主が職場におけるパワー・ハラスメント防止のために雇用管理上必要な措置を義務付けるとともに、労働者が事業主にセクシュアル・ハラスメント等を相談したことを理由とする不利益な取り扱いを禁止することとされました。
		「児童福祉法」等の改正  配偶者暴力防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布・施行されたことにより、児童虐待と密接な関連があるとされるD V被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法律上明確化されました。また、保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になりました。
令和2年 (2020年)	5月	「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の策定  東日本大震災を始めとする過去の災害における課題から、「ジェンダーの視点が災害対応力を強くする」として、都道府県・市町村が女性の視点からの取組を進め、地域の災害対応力を強化していくための基本方針等を内容とする「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が策定されました。
	6月	「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定  「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定により、令和2年度（2020年度）から3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法のあり方の検討、被害者支援の充実、加害者対策の促進、教育・啓発の強化に取り組むこととされました。

#### ② 国の計画（第5次男女共同参画基本計画）における新たな課題と基本方針

2020年（令和2年）に策定された第5次男女共同参画基本計画では、わが国の現状や社会変化等を踏まえ、以下の新たな課題を設定しています。

1. 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応
2. 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
3. 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
4. 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
5. デジタル化社会への対応（Society 5.0）
6. 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
7. 頻発する大規模災害
8. SDGsの達成に向けた世界的な潮流

また、基本的な方針については、男女共同参画基本計画の“目指すべき社会”として次の4点を掲げています。

1. 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
2. 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
3. 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
4. あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

## (2)長野県の動向

### ①長野県の近年の取組

年	月	内容
平成28年 (2016年)	5月	<b>「長野県女性活躍推進会議」の設置</b> 長野県における女性の活躍を推進し、男女の人権が尊重され、豊かで活力のある地域社会を実現するため、国、県、経済団体、労働団体、職域団体、教育機関等で構成する「長野県女性活躍推進会議」が設置されました。主に、県内企業・団体における女性の採用、配置・育成、登用についての現状や課題の整理や、女性の活躍推進及び働き方改革のための共通テーマや推進方法等について協議を行っています。
	7月	<b>長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」の開設</b> 「りんどうハートながの」を開設し、性暴力被害者に対する総合的な支援を関係機関と連携してワンストップで提供しています。
平成30年 (2018年)	3月	<b>長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン2.0」の策定</b> 平成30年度から5年間の県政運営の基本となる総合計画「しあわせ信州創造プラン2.0」を策定。「確かな暮らししが營まれる美しい信州～学びと自治で拓く新時代～」を基本目標としています。
令和2年 (2020年)	3月	<b>長野県就業促進・働き方改革「基本方針」「アクションプラン」の策定</b> 就業者数の増加、県内産業の持続的発展のためには、高齢者、女性、障がい者など多様な人材の就業促進、多様で柔軟な働き方の導入等の「働き方改革」が不可欠であるという観点の下、長野県就業促進・働き方改革「基本方針」と「アクションプラン」が策定されました。

### ②長野県におけるジェンダー平等の状況

第4次長野県男女共同参画計画(平成28~令和2年度)において、「多様なライフスタイルが実現できる信州」を目指し、県民誰もが性別によって制約されることなく、個性と能力を十分に発揮することができる県づくりを進めるため、11の目標に沿った取組を進めてきました。

その結果もあり、女性の有業率は全国よりも高くなっています(県:52.6%、全国:50.7%)、企業における女性管理職の割合は、全国に比べて大幅に低くなっています(県:8.4%、全国:14.8%)。また、20代後半から30代にかけて女性の有業率が減少するM字カーブは解消の方向にありますが、女性の雇用形態を年代別にみると、30代後半で非正規雇用者の割合が正規雇用者の割合を上回っている状況です。

### ③第5次長野県男女共同参画計画にて示された長野県の主な課題と新たな視点 これまでの取組の達成状況と現状を踏まえた長野県の主な課題は次のとおりです。

1. 固定的性別役割分担意識や性差による偏見・思い込みの解消

2. 女性の就業継続に向けた取組と能力発揮への支援
3. 長時間労働等を当然とする労働慣行の変革と働き方改革に向けた一層の取組
4. 暴力の被害者等が安心して相談できる体制の整備
5. 男女の健康支援
6. 貧困等生活上の困難を抱える女性等を確実に支援につなげる仕組みづくり
7. 多様な性のあり方等への理解促進
8. 防災・災害対応・復興の取組への男女共同参画の視点の強化
9. 若者が魅力を感じられる地域社会づくり
10. 推進体制と啓発機能の強化

なお、県及び国内外の社会経済情勢の変化を踏まえた以下4つの新たな視点を加え、第5次長野県男女共同参画計画を策定しています。

1. 時代の変化を先取りして働き方・くらし方を変革する
2. 若者に選ばれる県をめざす
3. SDGsの理念を踏まえ、ジェンダー平等の視点を浸透させる
4. ダイバーシティ(多様性)の視点を取り込む

### 3. 男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化

#### (1)新型コロナウイルス感染症の拡大により顕在化した男女共同参画の変化

新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生命や生活、経済、社会、さらには、行動・意識・価値観にまで及ぶ大きな影響をもたらしています。特に女性の雇用や生活に大きな影響を及ぼし、女性の割合が高い非正規雇用者の雇止めや解雇、ひとり親家庭の困窮、家事・育児・介護等の負担感の増加等、ジェンダーに起因する課題は一層顕在化し、深刻化とともに、様々な格差が拡大する方向にあります。さらには、コロナ禍における閉塞感や不安感、外出自粛による在宅時間の増加等により、DVや性暴力の増加も懸念されています。

一方、これを契機として、仕事ではテレワークの導入やオンライン活用が急速に拡大したこと、男女ともに働く場所や時間の柔軟化が考えられるとともに、在宅での働き方の普及により男性の家事・育児等への参画の進展が期待されるなど、感染症が収束したポストコロナの時代を見据え、「新たな日常」の実現に向けた男女共同参画推進の取組が必要となっています。

#### (2)デジタル化社会(IT化時代)での働き方や生き方の変化

新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、リモートワークの導入やオンラインの活用が急速に進み、働き方に大きな変化をもたらしました。同時に、生活環境も変化したことから、ワーク・ライフ・バランスの見直しや多様な働き方を推進していく必要があると考えられます。

また、近年の目覚ましい技術革新は社会構造の急速な変化をもたらしており、人々の行動やモノの状態を集約・蓄積したビックデータをAIが解析することで、マーケティングや販売プロセス等に活用されるなど、我々の生活に深く浸透しつつあります。

多くの産業や職業が密接に関っている情報技術や電子工学、機械工学の分野における人材育成が急務となっていますが、我が国では、理工系分野を専攻する女性の比率や研究者に占める女性の比率は、諸外国と比べて低い状況にあります。

デジタル化社会到来の中で、女性が活躍し経済的に自立していくために、女性のデジタルスキルの強化や、デジタル環境が整わずに困窮している女性がデジタルスキルを持っていないことで就労に結びつきにくいといったことがないよう支援していくことが必要です。

#### (3)頻発する大規模な自然災害

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程の場への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違い等に対する配慮がなされない状況が多く発生しました。特に避難所においては、男女別トイレや更衣室の設置、授乳スペース等の確保、同性による女性用品の配布等がスムーズに行われなかったことや性別に基づく役割分担の偏り、性被害等の問題等が明らかとなっており、男女共同参画の視点を踏まえた対応の必要性が強く叫ばれています。

災害時には、性別や年齢、障がいの有無等、社会的な状況によって受ける影響が異なることから、女性や多様な生活者の視点を一人でも多くの人が理解し、十分な配慮がなされるよう、さまざまな防災の取り組みについて、平常時より男女共同参画の視点を導入していくことが重要です。

#### (4)人生100年時代における一人ひとりの活躍

わが国の平均寿命は、厚生労働省(令和2年(2020年)簡易生命表)によると、女性で87.7歳、男性で81.6歳となっており、長寿社会を迎えています。

人生100年時代の到来によりこれまでの「教育・仕事・老後」という単線型の人生設計ではなく、これからはそれぞれの希望に応じた多様な働き方、学び方、生き方を選べるようになることが求められています。男性も女性も、若いうちから人生100年時代を意識して、経済的自立や自己実現のための仕事と家事・育児・介護に主体的に関わることが、生涯にわたって自立した生活を維持することに役立つといえます。また、こうした生活と両立しうる持続可能な働き方を実践し、それにとどまらず、仕事以外に個人としての多様な活動に参加し、仕事以外の活動の場や役割を持つことが、生涯にわたり豊かな人生をもたらすといえ、このような働き方・暮らし方の変革が重要です。

## 第2節

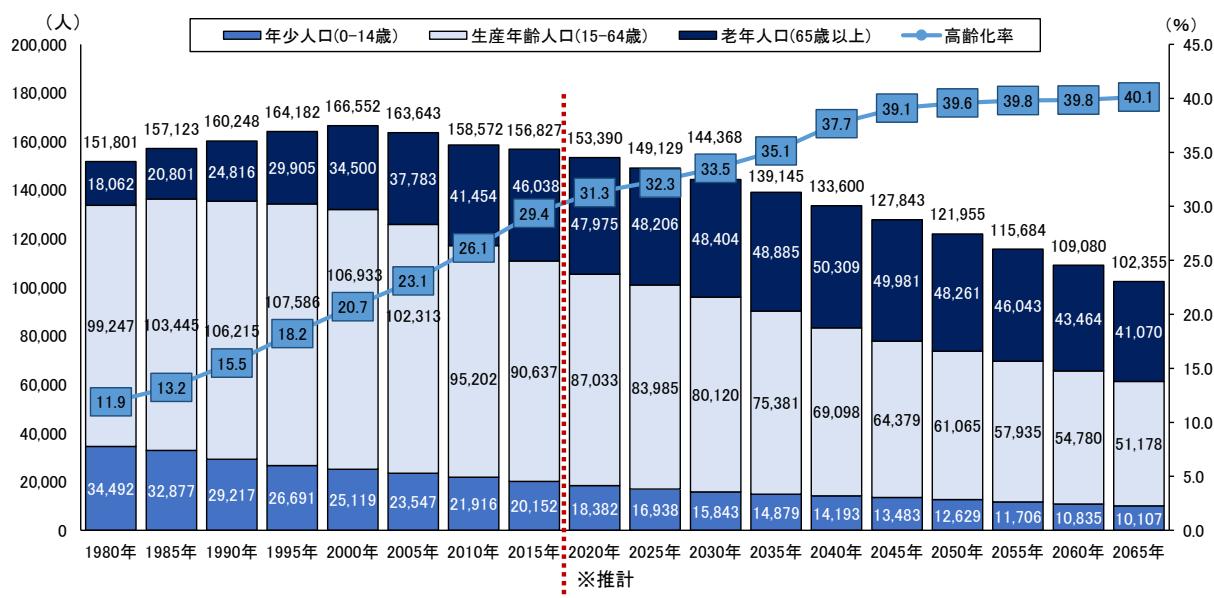
# 上田市の現状と課題

### (1) 統計データからみる上田市の状況

#### ① 人口の推移・推計

本市の人口は2000年(平成12年)をピークに減少に転じ、2015年(平成27年)は156,827人となっており、すでに高齢化率は約30%となっています。今後も高齢化率は上昇し、2045年(令和27年)には約40%になると推測されます。

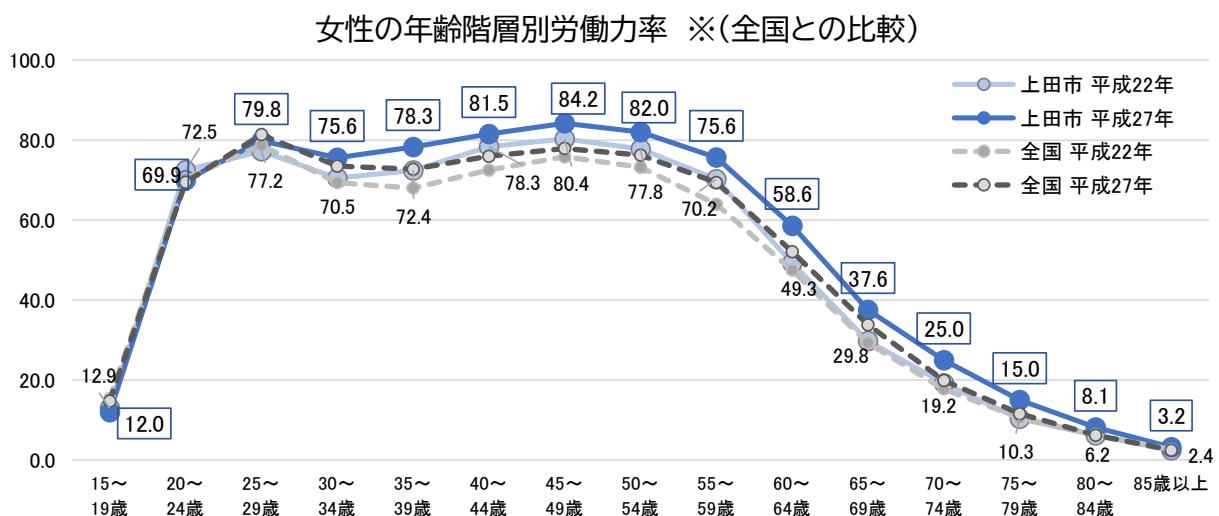
年齢3区分人口の推移と推計



出典：国勢調査

#### ② 女性の労働率

本市における女性の労働率は、各年齢において全国よりも高く、平成22年(2010年)に比べて、平成27年(2015年)の数値は上昇しており、特に子育て世代の労働率は改善傾向にあることがうかがえます。

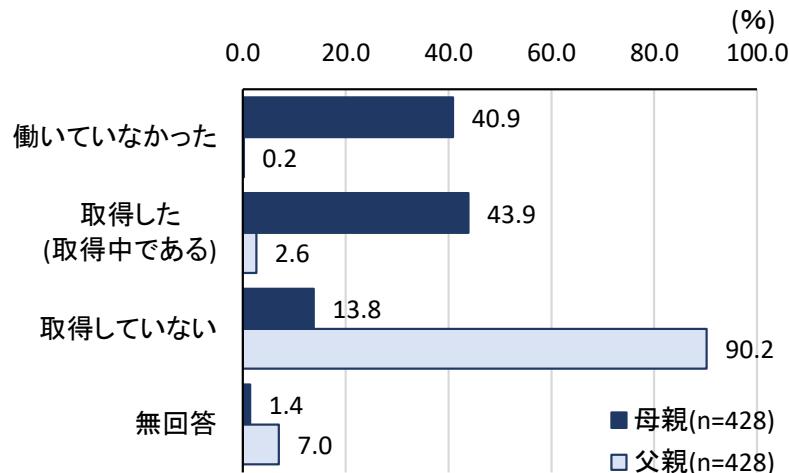


出典：国勢調査  
※卷末資料の用語解説参照

### ③ 男性の家事・育児への参加状況

本市における男性の家事・育児への参加状況は、父親の育児休暇の取得割合で「取得していない」が約9割を占めているように、まだまだ進んでいないのが現状です。女性の社会進出を支援していくとともに、男性の家事・育児の参画も推進していく必要があります。

上田市在住の就学前児童または就学児童の保護者の育児休暇の取得割合



出典：上田市「子育ての環境・意識に関するニーズ調査」（平成30年11月）

## (2)市民意識アンケートからみる男女共同参画の現状

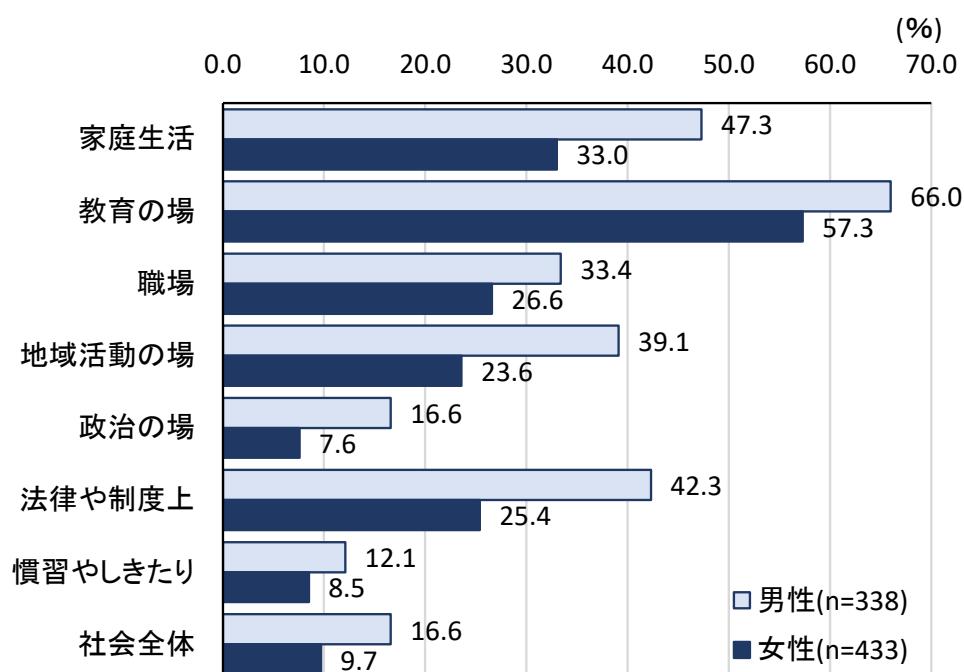
本調査は、「第4次上田市男女共同参画計画」見直しの基礎資料とするため、上田市の男女共同参画における市民の意識や意見を把握するために実施しました。

調査対象者	市内在住の18歳以上の市民から2,000人を無作為抽出
配布数	2,000票
有効回収数	779票(有効回収率39.0%)
調査期間	令和2年11月5日(木)～令和2年11月18日(水)
調査方法	郵便法(郵送により配布し、郵送により回収)

### ①男女平等に対する意識について

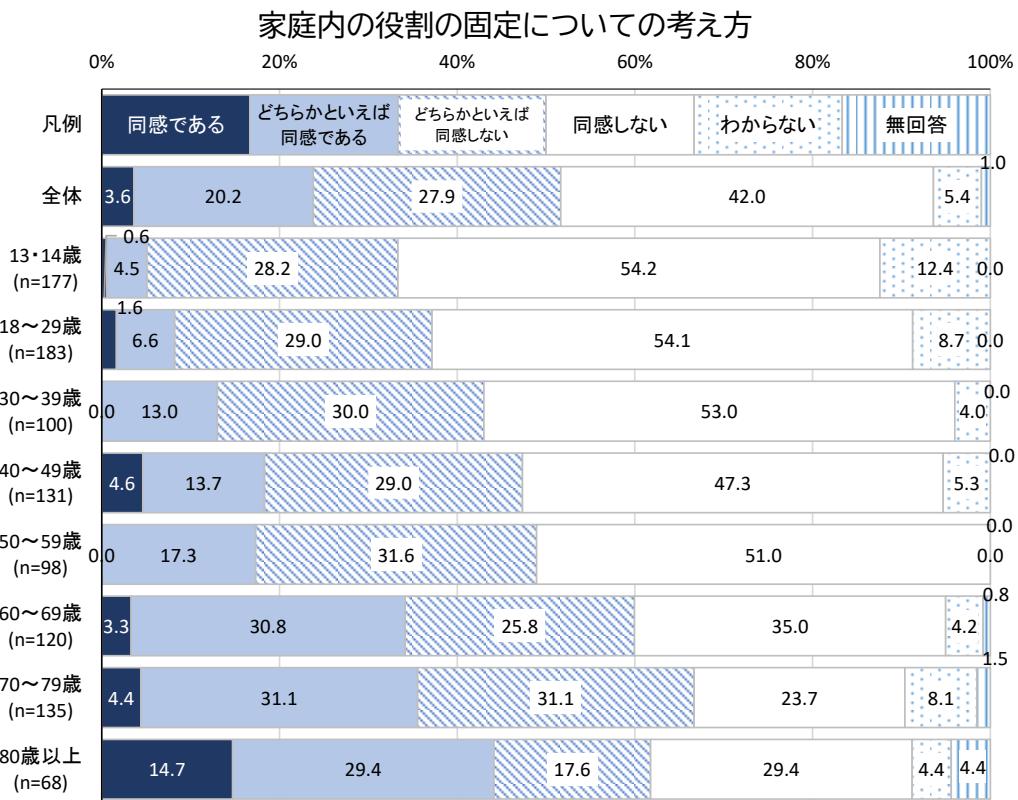
様々な分野における「男女平等である」と回答する割合を性別でみると、全分野において、男性のほうが「男女平等である」と回答する割合が高くなっています。その中でも「家庭生活」では14.3ポイント、「法律や制度上」では16.9ポイントの差がみられます。

様々な分野における「男女平等である」と回答する割合



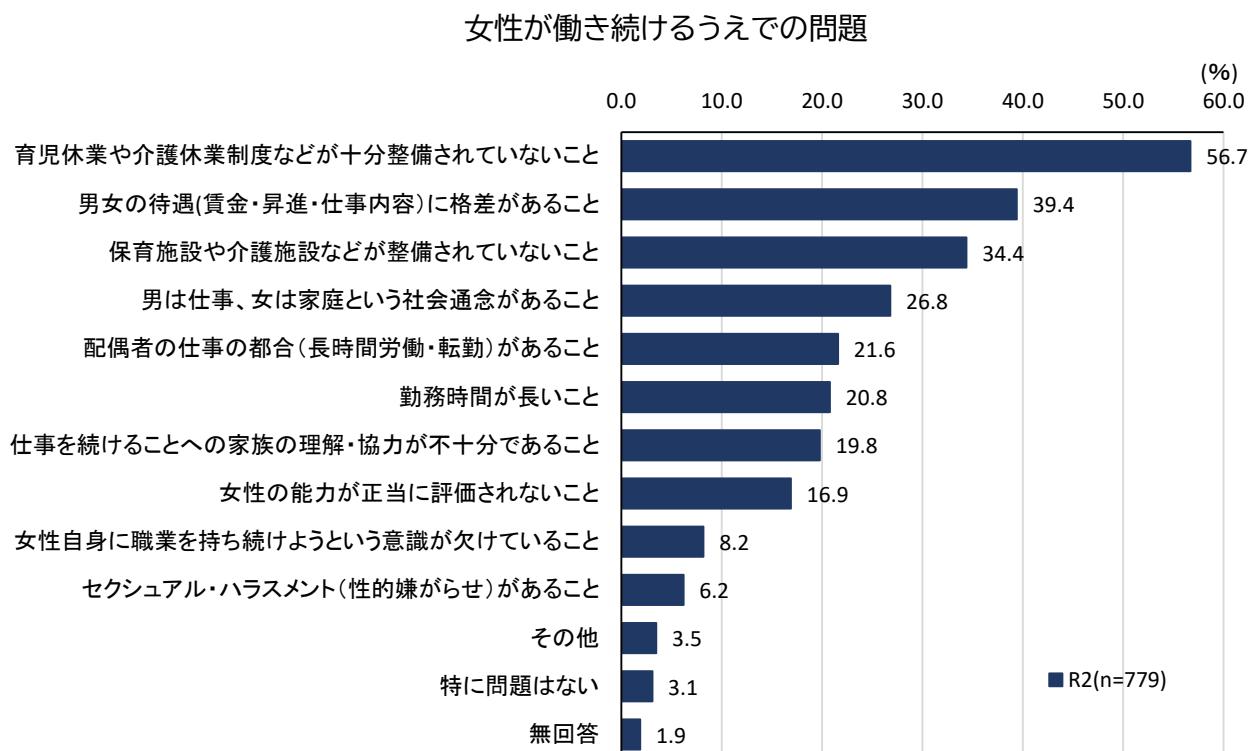
## ② 固定的役割分担意識について

家庭内の役割の固定についての考え方を年代別に見てみると、若年層ほど「同感しない」割合が高くなっています。今の若い世代にとって、役割の固定観念はほとんどなくなっていることがうかがえます。



## ③ 女性の職業観について

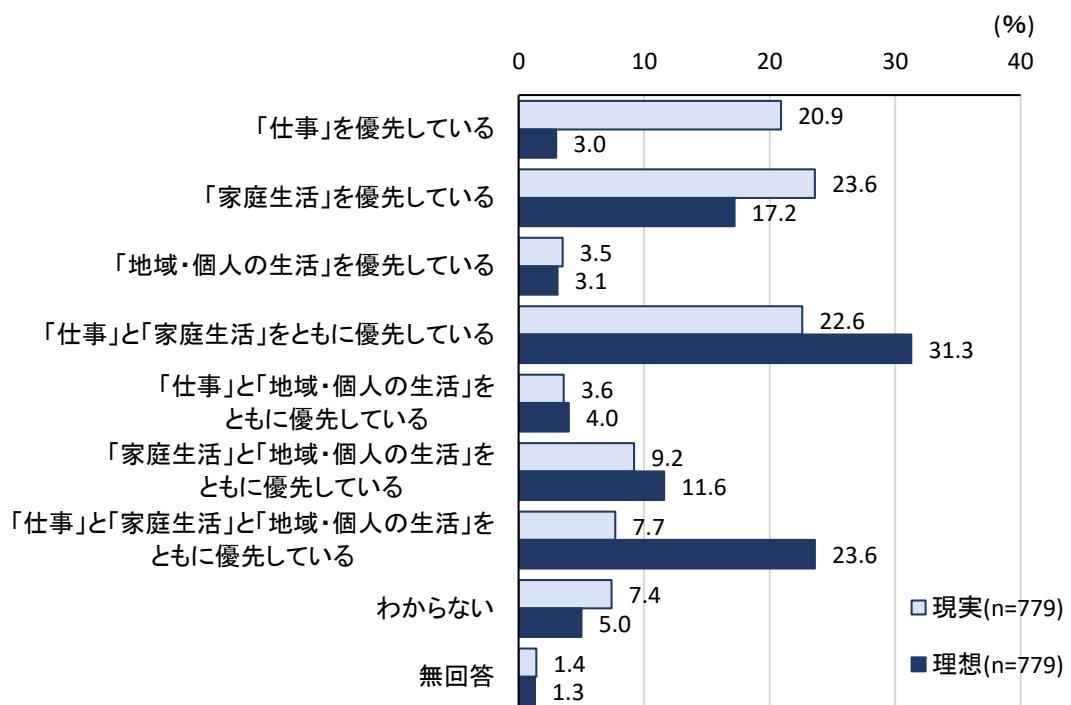
女性が働き続けるうえでの問題として、「育児休業や介護休業制度などが十分に整備されていないこと」の回答割合が最も高くなっています。



#### ④仕事、家庭、地域活動等の両立について

生活を送るうえで、理想とする（希望する）生活と現実の生活を比較すると、現実では 20.9% が「仕事優先」しているが、理想では 3.0% と、現実と理想で 17.9% の差がある。また、「仕事・家庭・地域や個人をともに優先」したい割合は、現実では 7.7% だが、理想では 23.6% となっており、バランスの取れた生活を望む人が多い。

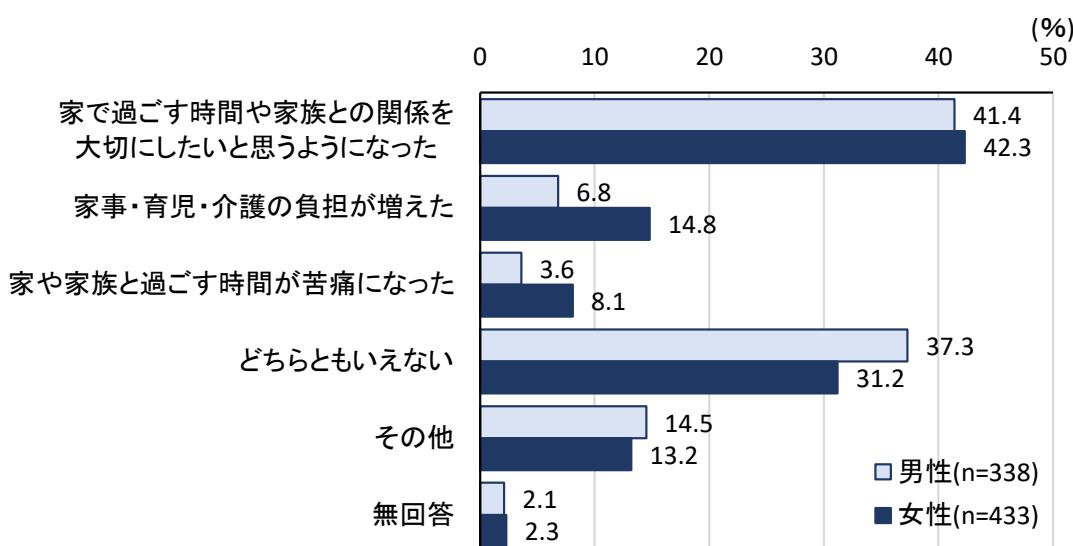
生活を送るうえで、理想とする（希望する）生活と現実の生活



#### ⑤新型コロナウイルスの拡大による変化・影響について

新型コロナウイルスの拡大により、家庭生活の中で変化したと感じることを性別にみると、「家事・育児・介護の負担が増えた」「家や家族と過ごす時間が苦痛になった」と答えた女性の割合は男性より高くなっています。

新型コロナウイルスの拡大により、家庭生活の中で変化したと感じること



## 第1節

### 本市の男女共同参画の基本理念とキヤッチフレーズ

上田市では、男女共同参画の推進に関する基本的な考え方と、市や市民、事業者、教育関係者などの責務、市の主要な施策などを示した上田市男女共同参画推進条例を制定しました。その第3条に7つの基本理念を定めており、本市における男女共同参画推進の土台となる考え方を示しています。

#### （1）男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかにかかわらず性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

#### （2）家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員として責任を持ち、その役割を円滑に果たすとともに、職場、地域、その他のあらゆる分野における活動を行うことができるよう配慮されること。

#### （3）社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択を妨げるとのないよう配慮されること。

#### （4）政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

#### （5）性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女の対等な関係の下に、互いの性を理解し、尊重するとともに、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項において、男女が互いの意思を尊重し、ともに健康な生活を営む権利が尊重されること。

#### （6）男女間における暴力の根絶

男女間におけるあらゆる暴力が根絶されること。

#### （7）国際社会の動向を踏まえた取組

男女共同参画の推進は、国際社会におけるその取組と密接な関係を有していることを踏まえ、国際的協調の下に行われること。また、常に国際社会の動向を見つめ、これを踏まえた取組が推進されること。

また、本市では第1次計画から男女共同参画のめざす姿・目的を市民や事業者にわかりやすく伝えるため、「ともに認め合い、輝いて生きるために」というキャッチフレーズを掲げながら施策を推進してきました。一人ひとりの違いを認め、個性を活かしながら、誰もが輝いて生きられる社会の重要性は年々高まっていることから、本計画においてもこのキャッチフレーズを継承し、市、市民、事業者など関係者と協働しながら取り組んでいきます。

上田市男女共同参画計画推進のキャッチフレーズ



ともに認め合い、輝いて生きるために



## 1. 基本目標

男女共同参画の基本理念や近年の社会変化、本市の現状や課題等を踏まえながら、これから5年間で特に重要な施策分野を「学び」「仕事と生活」「安心・安全」の3つとし、それぞれに基本目標を定めました。また、基本目標ごとに第4次計画で重点的に取り組んでいく目標を明確化し、“実践するうえだ”をめざします。

### 学び

#### 基本目標1

### 男女共同参画社会の実現に向けた学びの推進

#### 【重点的にめざすこと】

1. ジェンダーギャップ（男女の格差）解消に向けた啓発のさらなる強化
2. 教育の場における幼少期からの継続した学びの確保
3. 人権や性の多様性に関する啓発の促進

現在、「ジェンダーギャップ」といわれる社会的男女格差の解消が十分進んでいるとはいえない状況です。男性が主たる稼ぎ手であるべきなどの固定観念にとらわれずに、男女問わず家事・育児・介護等の多様な経験を得ることや、自己啓発等にかける時間を確保することは、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成などを通じ社会における視野を広げるなど自身の才能発揮につながり、男女ともに有用であると考えられます。

こうした男女共同参画の意識は、家庭や保育所、幼稚園、学校における幼少期からの体験や学習により培われるものであり、次代を担う子どもたちが、男女がともに協力し合うことの大切さを理解できるよう、幼少期から継続的に学ぶ必要があります。

また、性の概念も多様化しつつあるなか、性や世代などさまざまな立場の違う者同士が互いの違いを知り、理解し、尊重し合うことがますます重要になってきています。そのための対話や交流、傾聴の機会を確保し、多様な学びを推進します。

### 仕事と生活

#### 基本目標2

### 男女がともに活躍する社会づくり

#### 【重点的にめざすこと】

4. 意思・方針決定の場への女性の参画促進
5. 働きやすい環境づくりや多様な働き方の推進

行政、企業、地域など、あらゆる場面での意思・方針決定の過程に男女がともに参画することは、多様な視点が確保され、誰もが暮らしやすい社会の実現につながります。

徐々に女性の参画は拡大しているものの、依然として、意思・方針決定過程における参画の男女差は大きいことから、必要な場面においてはポジティブ・アクション（目標数値を決め、その数値に達するよう、個々の企業等が行う自主的かつ積極的な取組のこと）を進め、実践的に機会均等の実現を図っていく必要があります。

また、ICT化や新型コロナウイルス感染症の拡大により進みつつあるリモートワーク等の多様な働き方や働きやすい環境づくりを推進し、ワーク・ライフ・バランスの理想が叶えられ、男女問わず誰もが活躍できる社会をめざします。

## 安全・安心

### 基本目標3

#### 男女でつくる安全・安心な社会

##### 【重点的にめざすこと】

6. あらゆる暴力の根絶に向けた取組
7. 誰もが安心して暮らせる環境の整備
8. 男女共同参画の視点を取り入れた災害対策の推進

私たちの生活は、大規模災害の発生や新型コロナウイルス感染症などの疾病、配偶者からの暴力（DV）や性犯罪など、様々な形態の危険と隣合わせの状態であるといえます。こうした危険に対してもは、一人ひとりが危機意識を持ちながら、誰もが安全・安心に暮らすことができるまちづくりに向けて協力していく必要があります。

とりわけ、大規模災害の発生や感染症の流行は、すべての人の生活を脅かすと同時に、女性や脆弱な状況にある人々へ深刻な影響を及ぼすことがわかっており、平常時からあらゆる施策に男女共同参画の視点を含めることが重要となります。

こうしたことを念頭に、本市では誰一人取り残さず、男女共同参画の視点を活かし、助け合いながら、誰もが安全・安心に暮らせる体制づくりをめざします。

## 2. 成果指標

本計画全体を通した推進および基本目標・重点目標の成果を評価するため、アウトカム指標を以下のように設定します。

目標・重点		アウトカム指標		現状値	目標値
計画全体の成果目標		「男女共同参画社会の実現」の市民満足度 【上田市住民アンケート調査】	%	18.9 (R元)	22.7 (R5)
基本目標1	男女共同参画社会の実現に向けた学びの推進	「社会全体が男女平等である」と思っている市民の割合 【男女共同参画に関する市民意識調査】	%	12.7	15.2
重点目標1	ジェンダー・ギャップ（男女の格差）解消に向けた啓発のさらなる強化	「男は仕事、女は家庭」というような固定的な性別役割分担を好ましくないと考える人の割合 【男女共同参画に関する市民意識調査】	%	69.9	83.9
重点目標2	教育の場における幼少期からの継続した学びの確保	「子どもの頃から人権や男女共同参画について学ぶ機会が充実している」と思う市民の割合 ※新規 【男女共同参画に関する市民意識調査】	%	—	50.0
重点目標3	人権や性の多様性に関する啓発の促進	LGBTという用語の認知度 ※新規 【男女共同参画に関する市民意識調査】	%	—	50.0
基本目標2	男女がともに活躍する社会づくり	「男女が活躍できるまち」だと思う市民の割合 ※新規 【男女共同参画に関する市民意識調査】	%	—	60.0
重点目標4	意思・方針決定の場への女性の参画促進	審議会等の委員における女性の登用率	%	37.0	44.4
重点目標5	働きやすい環境づくりや多様な働き方の推進	育児休業について、女性だけでなく、男女ともにとることができるのは当然だと思っている人の割合 【男女共同参画に関する市民意識調査】	人	42.2	60.7
基本目標3	男女でつくる安全・安心な社会	「すべての人の人権が尊重され、明るく安全に暮らせるまち」だと思う市民の割合 【上田市住民アンケート調査】	%	30.6 (R元)	36.7 (R5)
重点目標6	あらゆる暴力の根絶に向けた取組	DV相談案件を関係機関に連携できた割合 ※新規	%	—	80.0
重点目標7	誰もが安心して暮らせる環境の整備	「母子・父子福祉の推進」の市民満足度 【上田市住民アンケート調査】	%	18.9	22.7
重点目標8	男女共同参画の視点を取り入れた災害対策の推進	防災会議委員に占める女性の割合	%	8.9	10.7

### 3. 施策体系

基本目標		重点目標	施策		主な取組
1 学 び	男女共同参画社会の実現に向けた学びの推進	1 ジェンダー・ギャップ(男女の格差)解消に向けた啓発のさらなる強化	1 男女共同参画の意識づくりの推進		固定的性別役割意識の解消に関する意識啓発/社会制度・慣行に関する意識改革の促進/アンコンシャス・バイアスの解消/世代間交流の促進/父親の家事・育児、男性の介護参加への啓発/庁内体制の整備/市民団体との協働促進/男女共同参画に関する活動への若い世代の参加促進/リーダーの育成/出前講座の実施
		2 教育の場における幼少期からの継続した学びの確保	2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実		児童・生徒へのキャリア教育/教師に対する研修/学校との連携/大学との連携/ICTを活用したオンライン講座の充実/多様なニーズに合った講座の開催
		3 人権や性の多様性に関する啓発の促進	3 人権尊重意識の普及・浸透		人権意識と性の多様性の理解の促進/メディアにおける男女の人権の推進/選択的夫婦別姓
2 仕 事 と 生 活	男女がともに活躍する社会づくり	4 意思・方針決定の場への女性の参画促進	5 政治、行政、地域における意思・方針決定の場への女性の参画拡大		学校におけるLGBT教育・対応の強化/性教育の推進/各種媒体による情報提供/リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発
		5 働きやすい環境づくりや多様な働き方の推進	6 企業・団体における女性の参画拡大		市議会への女性議員の参画促進/女性委員の登用強化/各種団体役員への女性の登用促進の働きかけや登用強化/市職員の能力に応じた適切な人事/女性管理職(課長以上)の登用の促進/自治会やPTA活動など地域組織における女性参画の促進
		7 働きたい・働き続けたい女性の活躍推進(女性の経済的自立支援)	7 働きたい・働き続けたい女性の活躍推進(女性の経済的自立支援)		あらゆる職域におけるポジティブ・アクション働きかけ、国・県の目標等の周知/農業や自営業における女性の経営への参画促進・経済的地位向上/企業の制度・環境整備を促進するための情報提供/育休・介護休取得の推進/事業者表彰制度の普及
		8 多様な働き方の推進	8 多様な働き方の推進		副業、テレワーク等に新しい働き方に関する情報提供と推進
3 安 全 ・ 安 心	男女でつくる安全・安心な社会	6 あらゆる暴力の根絶に向けた取組	9 DVやハラスメント防止のための意識啓発と支援体制		保育施設の整備/ファミリーサポート事業等各種子育て支援/介護支援/家庭内の役割分担の促進/職業能力の開発支援/再就職支援/女性の起業育成の支援、起業家のネットワーク支援
		7 誰もが安心して暮らせる環境の整備	10 貧困など生活上困難な状況におかれている女性などへの支援		若年層へのDV理解促進・予防の強化/多様なハラスメント防止のための啓発/多様な相談に対応できる体制の構築
		8 男女共同参画の視点を取り入れた災害対策の推進	11 人生100年時代を男女共に健康で過ごすための支援		母子・父子家庭の支援/生理の貧困/コロナ禍での女性が受けやすい困難への対応/支援を必要とする人やマイノリティへの対応の強化
			12 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の整備		ライフステージに応じた男女の健康支援の推進/男女の性を尊重する健康づくりの推進/母子保健事業の推進
					防災会議への女性委員の配置/防災・復興・減災計画への女性意見の反映/消防団活動の周知と勧誘の強化/防災における男女共同参画の意義に関する啓発

## 第4章 施策の展開

# 基本目標 I

あああ

---

## 施策1 あああ

---

《現状課題と基本的方向性》

あああ

### ■施策の取組内容

取組	具体的な取組の内容	担当課
I-1		
I-2		

### ■活動指標

指標	現状値	目標値(R7)	目標値の根拠

## 第1節 用語解説

よみ	用語	解説
あ行		
か行		
さ行		
た行		
な行		
は行		
ら行		
わ行		

## 第2節 策定体制と策定経過

### 1. 策定体制

本計画策定にあたっては、各種調査の実施や委員会での審議、パブリックコメントを通して広く市民の意見を聴取し、反映しています。

#### (1)市民意識調査や事業所へのヒアリングの実施

- ・男女共同参画に関する意識や実態を把握するために行った市民意識調査、子どもや大学生へのアンケートの結果と、事業所への聞き取り内容を計画に反映しています。

#### (2)パブリックコメントの実施

- ・パブリックコメントを実施し、より幅広い市民の意見を計画へ反映しています。

＜公開場所＞ 市ホームページ、市公共施設 箇所

＜意見総数＞ 件

#### (3)庁内における意識調査の実施

- ・ 庁内における男女共同参画に関する意識や実態を把握するために行った上田市職員向けのアンケート結果を計画に反映しています。

#### (4)上田市男女共同参画推進委員会における審議

- ・ 市民及び学識経験を有するもので構成している「上田市男女共同参画推進委員会」において審議を重ね、委員会で出た意見を計画に反映しています。

#### (5)男女共同参画に精通した講師や学識経験者からのアドバイス

- ・ 男女共同参画に関する専門的な知識を有する講師や学識経験者等にアドバイスをいただき、その意見を計画に反映しています。

## 2. 策定経過

### 第3節 上田市男女共同参画推進委員会委員名簿

(敬称略)

	氏名	役職名	備考
会長			
副会長			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

## 第4節 上田市男女共同参画推進条例